

# 持ち家の将来について

## 考えてみませんか？

安芸高田市が取り組んでいる「空き家情報バンク」は、空き家の所有者と移住者をマッチングする制度です。市内にある空き家を有効活用し、市民と移住者との交流拡大や定住促進による地域の活性化を図っています。

本市の「空き家情報バンク」の総登録数は428戸(R4.4.15時点)。平成30年度から令和3年度まで毎年約50件が成約し、県内でも空き家の流通が盛んなまちです。

しかし、これだけの成約数があっても市内の空き家は増加の一途をたどっています。

こうした状況を踏まえて本市では、今年4月から「空き家情報バンク事前登録制度」をスタートしました。この機会に、持ち家の将来について考えてみませんか？



## 現在、空き家をお持ちの方は「空き家情報バンク」への登録をご検討ください

本市では、空き家情報バンクに登録していると各種補助金が受けられます。

### 空き家情報バンク登録奨励金

不動産業者を問い合わせ先として空き家情報バンクに登録すると5万円(1物件1回)の奨励金が受け取れます。

詳しくは管理課住宅係に  
お問い合わせください。



### 社宅改修事業補助金

空き家を転入者向けの社宅として利用するときにかかる改修費(50万円)を補助します。

### 空き家改修補助金

定住するために空き家を改修するとき、費用の1/2の補助が受けられます。

- 定住者または配偶者(パートナー含む)が40歳未満、または18歳未満の子どもがいる場合  
.....上限80万円
- 上記以外.....上限50万円

市ホームページ  
管理課



## 空き家情報バンク〈事前〉登録制度とは？

空き家になることが予想される物件について、所有者が「将来的には空き家情報バンクに登録してほしい」と事前に意思表示をする制度です。

### 事前登録するメリット

- その1 空き家になってしまうかもしれない居宅の将来を、家族と話し合うきっかけになります。
- その2 居宅が空き家になった際、「空き家情報バンク」への登録がスムーズにできます。空き家を利用したい方を早期に見つけることで、景観や住環境の悪化などを防ぐことが可能になります。

※事前登録によって、空き家情報バンクに登録する義務は生じません。

### 申請方法

「空き家情報バンク物件事前登録申込書」を管理課住宅係に提出します。審査の上、適正であれば申請者へ「空き家情報バンク事前登録完了通知書」を通知します。  
※申請書は市のホームページからダウンロードできます。

市ホームページ  
空き家情報バンク事前登録制度



管理課 住宅係 ☎・お太助フォン 47-1201